

社会福祉法人直方市社会福祉協議会 職員退職手当金支給規程

(目的)

第1条 本会職員の退職後の生活安定と福祉増進に資することを目的とする。

(使用範囲)

第2条 この規程に定める退職手当は、社会福祉法人直方市社会福祉協議会職員が退職した場合その者（死亡による退職の場合にはその遺族）に適用する。

(退職手当金の支給)

第3条 前条の職員に対する退職手当の支給は、全国社会福祉団体職員退職手当積立基金約款の定めるところにより支給する。

附 則

この規程は、昭和45年4月20日から施行する。